

ささやま医療センターの産科充実に向けての検討会設置要綱の一部を改正する要綱

ささやま医療センターの産科充実に向けての検討会設置要綱（令和元年丹波篠山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波篠山市の産科充実に向けての検討会設置要綱

第1条中「ささやま医療センターの産科充実に向けての検討会」を「丹波篠山市の産科充実に向けての検討会」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。